【業務概要紹介】

ひと、くらし、みらいのために



厚生労働省

近畿厚生局

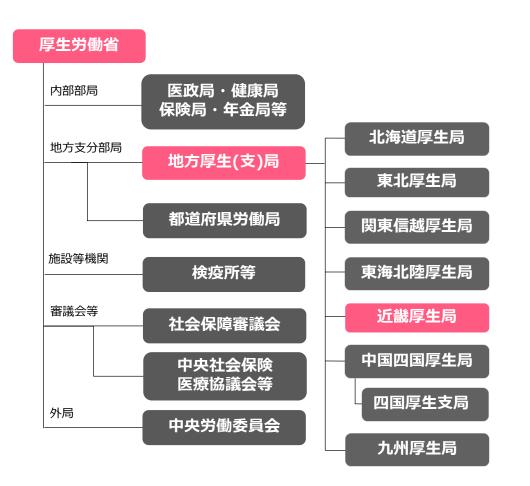
Kinki Regional Bureau of Health and Welfare



■ 地方厚生(支)局とは

地方厚生(支)局は、平成13年1月に厚生労働省が所掌する事務の一部を移管して、全国に7局1支局が設置されている、厚生行政の「政策実施機関」です。

「ひと、くらし、みらいのために」をキャッチフレーズに、国の社会保障政策に関する各種取組を通じて国民の皆様の生活や暮らしが将来にわたって安心で安全なものとなるよう全力で取り組んでいます。



平成 13 年 1 月

厚生省と労働省が統合して厚生労働省が設置されたと同時に、従来から設置されていた地方医務局と地区麻薬取締官事務所を統合して、全国に地方厚生局が設置されまし

卓成 16 年 4 月

国立病院の独立行政法人化に伴い、国立病院を運営管理 していた病院管理部が廃止(独立行政法人 国立病院機構 へ移行)されました。

平成 20 年 10 月

地方社会保険事務局が担っていた保険医療機関等に対する指導・監督の事務が地方厚生局に移管され指導部門が設置されました。

平成 22 年 1 月

社会保険庁の廃止により、年金関係業務の一部と審査請求業務が地方厚生局に移管されました。

平成 27 年 4 月

総務省行政評価局に設置されていた年金記録確認第三者 委員会の廃止に伴い、地方年金記録訂正審議会が設置され、 地方厚生局には年金審査課が設置されました。

平成 28 年 4 月

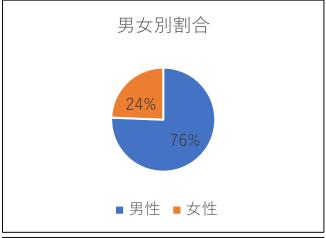
地域包括ケアシステムの構築支援や普及啓発に関する業務を行うため、地域包括ケア推進課が設置されました。

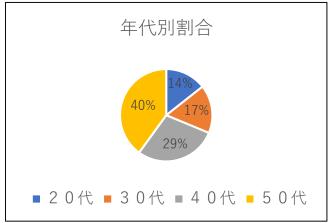
■ 近畿厚生局の管轄区域・職員構成

近畿厚生局は、近畿地域2府5県(福井県、滋賀県、京都府、大阪府、兵庫県、奈良県、和歌山県)において、国民の皆様に最も身近な、医療、健康、福祉、年金に関する業務、さらに麻薬や覚醒剤の取締りなどを行っています。

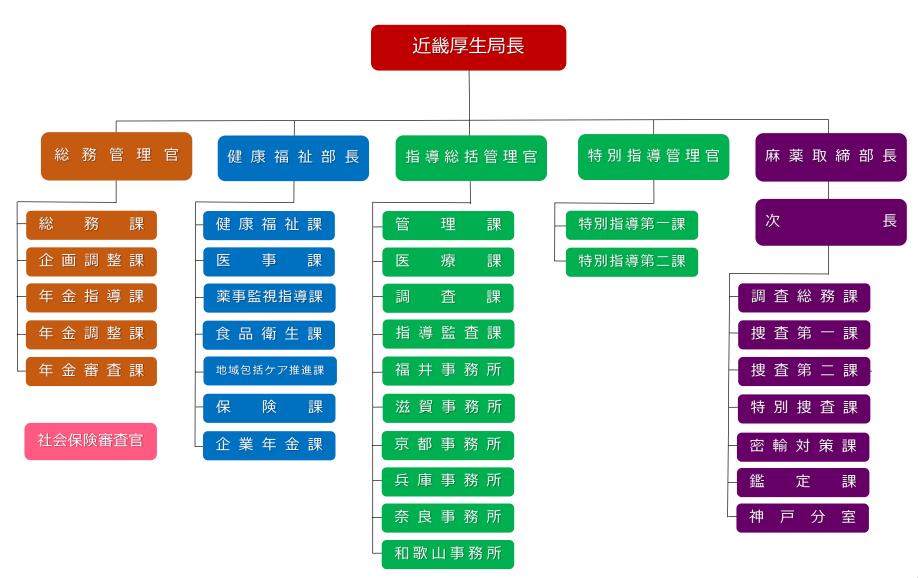


★ 近畿厚生局 職員数 約320名 (令和3年度)





近畿厚生局の組織体制



■主な業務

医療

- ○保険医療機関や保険薬局に対する指導・監督
- ○健康保険組合などの保険者に対する指導・監督
- ○受領委任制度に参加する柔道整復師やあはき師に 対する指導・監督
- ○特定機能病院や臨床研究中核病院に対する立入検査
- ○医師や歯科医師の臨床研修に関する事務
- ○再生医療の提供に関する手続・相談
- ○看護師の特定行為研修の指定研修機関の指定に 関する審査・指導
- ○医薬品などの輸入監視

健康·福祉

- ○地域包括ケアシステム構築の支援
- 〇地方自治体などに対する各種補助金の交付
- ○栄養士や社会福祉士などの各種養成施設の 指定・監督
- ○輸出畜産食品や水産食品に係る製造施設の 認定・現地査察

国民の皆様の 健康で安心・安全な 暮らし

年金

- 〇日本年金機構が行う業務の認可
- ○市町村へ交付する事務取扱交付金に 関する事務
- ○企業年金に対する指導・監督
- 〇年金記録の訂正請求事案に関する調査
- 〇保険者による年金給付や保険給付などの 処分決定に係る審査請求に関する事務

麻薬取締

- ○薬物犯罪の捜査・取締り
- ○病院などの薬物取扱者に対する立入検査
- ○薬物乱用防止のための啓発活動
- ○再乱用防止対策

- ★ わが国の医療保険制度の特徴
- □ 保険医療機関や保険薬局に対する指導・監督
- □ 健康保険組合などの保険者に対する指導・監督

《参考》保険診療(保険調剤)の仕組み、 近畿厚生局と保険医療機関との関係

- □ 受領委任制度に参加する柔道整復師やあはき師に 対する指導・監督
- 特定機能病院や臨床研究中核病院に対する立入検査
- □ 医師や歯科医師の臨床研修に関する事務
- □ 再生医療の提供に関する手続・相談
- □ 看護師の特定行為研修の指定研修機関の指定に 関する審査・指導
- 医薬品などの輸入監視

矢 療

★わが国の医療保険制度の特徴

わが国では、同じ職場の人達や地域の住民など、ある一定の団体ごとに収入に 応じた保険料を出し合い、病気やけがをしたときにできるだけ軽い負担で診療が 受けられるという仕組み(医療保険制度)をとっています。

- 国民全員を公的医療保険で保障(国民皆保険)
 - すべての国民が何らかの医療保険に加入
 - サラリーマン、その扶養家族など ・・・健康保険
 - 公務員、その扶養家族など・・・・・ 共済組合
 - 船舶の船員、その扶養家族など・・・・ 船員保険
 - 自営業者、その家族など ・・・・ 国民健康保険
 - 75歳以上の者 ・・・・・・・ 後期高齢者医療制度
- 患者が保険医療機関を自由に選択(フリーアクセス) いつでも、誰でも、全国どこでも、保険医療機関を受診できる
- 軽い負担で高度な医療 患者は一部負担金のみで診療を受けることが可能

健康保険証を提示することにより、医療保険を使った 診療や調剤を行うことができる厚生労働大臣の指定を 保険薬局とは 受けた医療機関や薬局のこと。



■ 保険医療機関や保険薬局に対する指導・監督

医療機関が提供する診療サービスのうち、医療保険制度の対象となる診療を保険 診療といいます。

保険診療の費用は、患者が一部負担金として支払うほか、残りは医療機関からの 請求に基づき、医療保険制度の運営側(保険者)が診療報酬として支払います。

ただし、全ての医師、医療機関が保険診療を行えるわけではなく、次の条件を満たしていることが必要です。

- 保険診療を行う医師(保険医)として登録されている。
- 保険診療を行う医療機関(保険医療機関)として指定されている。
- 健康保険法などの関係法令や規則など保険診療のルールを遵守して、適切な診療を行い、適正な診療報酬の請求を行う。

近畿厚生局では、この登録・指定の手続きやその後の指導・監督を行っています。

※ 薬局の場合は次のように読み替えてください。

医療機関 → 薬局

診療 → 調剤

医師 → 薬剤師

保険医 → 保険薬剤師



担当:保険課·管理課

■ 健康保険組合などの保険者に対する指導・監督

わが国の医療費は高齢化の進行などに伴い増大しているため、医療保険制度の 運営側(保険者)が将来にわたって継続して適正に運営していくことも重要です。 近畿厚生局では、次の保険者に指導・監督などを行っています。

【保険者に対する指導・監督】

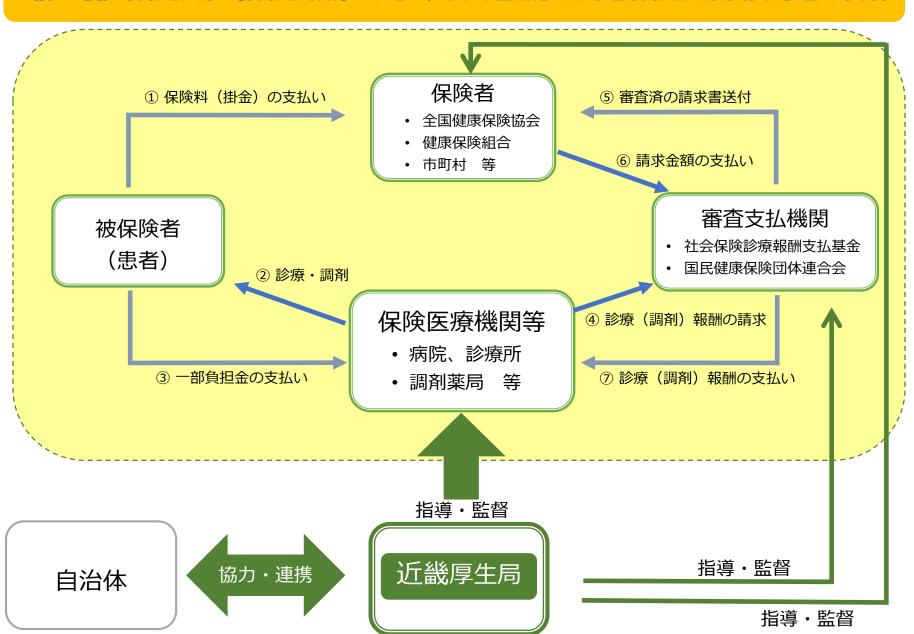
- 健康保険組合への指導・監督
- 全国健康保険協会支部への立入検査
- 府県、市町村、国民健康保険組合への指導
- 後期高齢者医療広域連合への指導

医療費の適正な執行のため、保険医療機関などから請求された 医療費の審査や支払を行う国民健康保険団体連合会や社会保険 診療報酬支払基金支部に対する指導・監督も行っています。





《参考》保険診療(保険調剤)のしくみ、近畿厚生局と保険医療機関等との関係



■ 受領委任制度に参加する柔道整復師やあはき師に対する指導・監督

柔道整復師やあはき師から健康保険が適用される施術を受けた場合には、本来、患者が費用の全額(10割)を支払った後、自ら保険者へ請求を行い保険者負担分(7割など)の支給を受ける「償還払い」が原則です。

ただし、患者の経済的な負担や事務的な労力の軽減を図ることを目的として、患者が自己負担分(3割など)を施術者に支払い、施術者が患者に代わって残りの費用(保険者負担分)を保険者に請求する「受領委任制度」というものがあります。

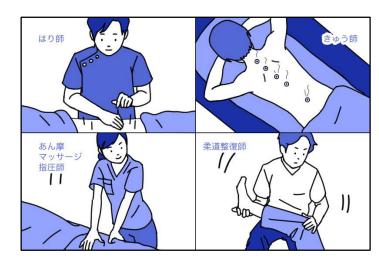
施術者は、申出によりこの制度に参加することができますが、一定のルールに基づいた施術や費用の請求を行うことが必要です。

近畿厚生局では、この制度に参加を希望する柔道整復師やあはき師に係る登録・承諾の手続きやその後の指導・監督を行っています。

Search

あ**はき師とは** はり師、

きゅう師のこと。



■ 特定機能病院や臨床研究中核病院に対する立入検査

特定機能病院とは、高度の医療を提供することができる国の承認を受けた病院であり、一般的な病院の診療と役割を分担するために設けられました。

また、臨床研究中核病院とは、日本発の革新的な医薬品や医療技術などの開発を推進するために、国際水準の臨床研究の中心的な役割を担う国の承認を受けた病院です。

近畿厚生局では、この特定機能病院や臨床研究中核病院に対し、医療安全や臨床研究の実施体制が適切であるか、立入検査を行っています。

特定機能病院・臨床研究中核病院(2021年4月1日現在)

	病院名
福井県	福井大学医学部附属病院
滋賀県	滋賀医科大学医学部附属病院
京都府	京都大学医学部附属病院(兼 臨床研究中核病院) 京都府立医科大学附属病院
大阪府	大阪大学医学部附属病院(兼 臨床研究中核病院) 国立循環器病研究センター 大阪国際がんセンター 大阪公立大学医学部附属病院 大阪医科薬科大学病院 関西医科大学附属病院 近畿大学病院
兵庫県	神戸大学医学部附属病院(兼 臨床研究中核病院) 兵庫医科大学病院
奈良県	奈良県立医科大学附属病院
和歌山県	和歌山県立医科大学附属病院



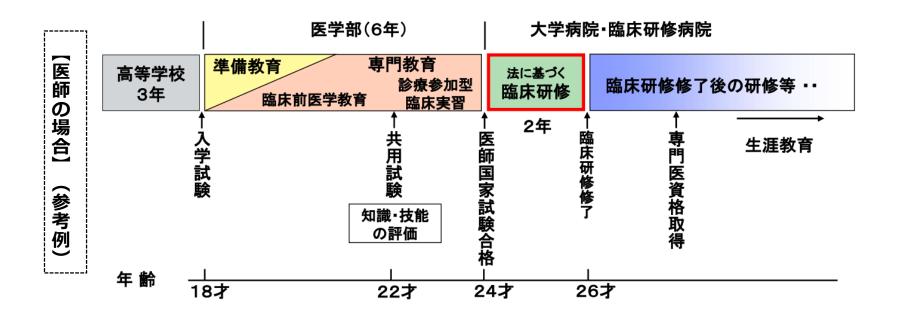
■ 医師や歯科医師の臨床研修に関する事務

臨床研修とは、医師や歯科医師の国家試験合格者が、基本的な診療能力の修得を目的として行う研修制度です。

将来、専門とする分野にかかわらず、基本的な診療能力を身につけることができるよう、医師は2年以上、 歯科医師は1年以上の臨床研修が必修です。

近畿厚生局では、臨床研修を修了した医師や歯科医師への登録証の交付に関する事務や、医師の臨床研修を実施する病院への補助金の交付に関する事務のほか、新たに歯科医師の臨床研修を実施する施設からの新規申請などの審査を行うとともに、歯科医師の臨床研修施設への実地調査を行っています。

※ 令和2年4月1日より、医師臨床研修においては、臨床研修病院の指定など一部権限を都道府県に移譲しています。

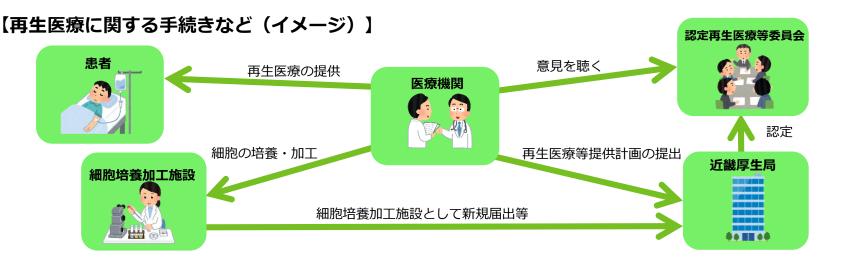


■ 再生医療の提供に関する手続・相談

再生医療とは、病気やけがで損なわれた臓器や組織の働きを再生させるため、細胞を体外で培養や加工して、体に移植する医療のことです。

これまで、有効な治療法のなかった疾患の治療ができるようになるなど期待が高い一方、新しい医療であることから、安全性を確保する必要があるため、再生医療を提供する医療機関は、「認定再生医療等委員会」の意見を聴いたうえで、「再生医療等提供計画」を厚生労働省に提出することが義務づけられています。

近畿厚生局では、「認定再生医療等委員会」の認定、「再生医療等提供計画」の受理、新たに細胞の培養や加工を行う施設からの新規届出の審査などを行っています。



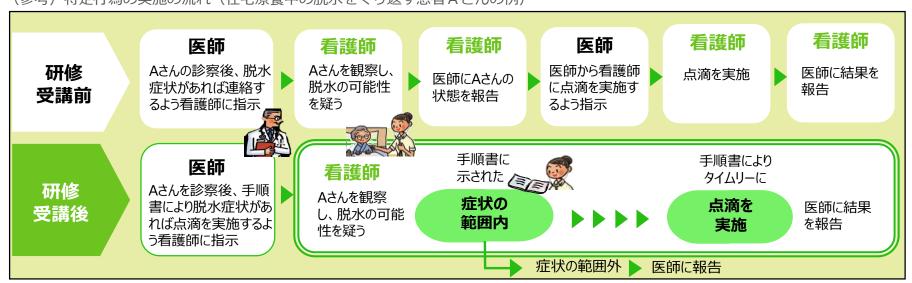
■ 看護師の特定行為研修の指定研修機関の指定に関する審査・指導

在宅医療の推進を図るため、より高度かつ専門的な知識と技能を持つ看護師の活躍が期待されています。

このため、実践経験のある看護師が厚生労働大臣の指定した指定研修機関の研修を受講することにより、医師や歯科医師の判断を待たずに診療の補助の一部である「特定行為」(38行為)を行うことができるようになりました。

近畿厚生局では、特定行為研修を実施する機関に対する指導や特定行為研修を 修了した看護師に関する報告書の受理などを行っています。

(参考) 特定行為の実施の流れ(在宅療養中の脱水をくり返す患者 A さんの例)

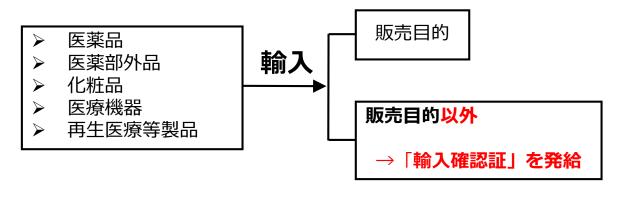


担当:薬事監視指導課

■ 医薬品などの輸入監視

国内で販売の許可を受けていない医薬品、化粧品、医療機器などが違法に海外から流入することを未然に防ぐために輸入監視を行っており、販売を目的としないことが確認できた申請に対して「輸入確認証」を発給しています。(-部例外*を除く。)

近畿厚生局では、名古屋・大阪・神戸・門司・長崎・沖縄の各税関にて輸入されるものを管轄しています。



- ※ 販売目的以外でも輸入確認を必要としない例
 - ・個人輸入の場合

医薬品 2ヶ月分以内(処方箋医薬品は1ヶ月分)

家庭用医療機器 1セット

化粧品 1品目24個以内



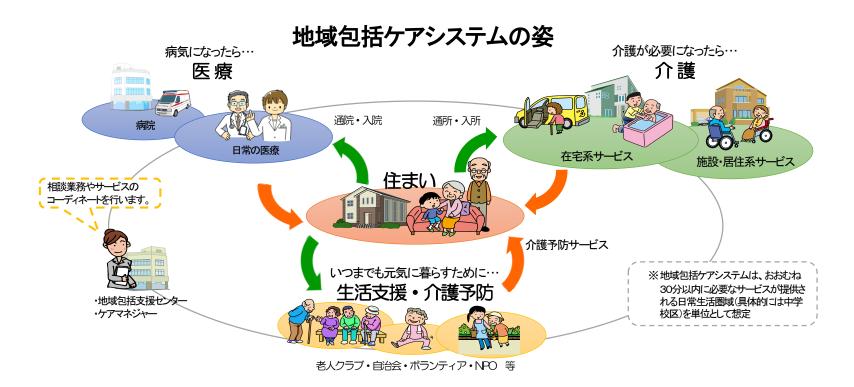
★ 地域包括ケアシステムとは □ 地域包括ケアシステム構築の支援 健 康 □ 地方自治体などに対する各種補助金の交付 福 □ 栄養士や社会福祉士などの各種養成施設の 指定・監督 ■ 輸出畜産食品や水産食品に係る製造施設の 認定・現地査察

★ 地域包括ケアシステムとは

わが国では急速に少子高齢化が進んでおり、国民の医療や介護の需要がさらに 増加することが見込まれています。

医療や介護が必要な状態になっても、住み慣れた地域で自分らしい暮らしを続 けることが出来るよう、医療、介護、予防、住まい、生活支援が包括的に確保さ れる必要があり、そのためには高齢者に関わるあらゆる「関係機関」や「地域」 が連携していくことが求められています。

この連携の什組みこそが「地域包括ケアシステム」です。



担当:地域包括ケア課

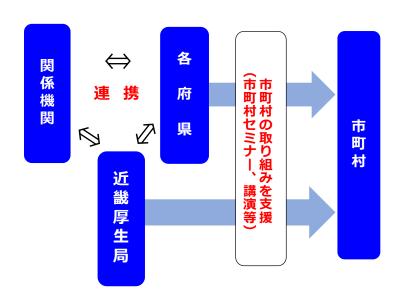
■ 地域包括ケアシステム構築の支援

高齢化の状況や地域にある社会資源(医療機関や施設、NPOなどの地域包括ケアの担い手など)は地域によって異なります。

このため、地域包括ケアシステムは、市町村や府県が地域の自主性や主体性、実情に基づき、地域の特性に応じて作り上げていくことが必要です。

近畿厚生局では、中核的役割を担う市町村の取り組みの充実を図るため、各府県や関係機関(他省庁や社会福祉協議会など)と連携し、市町村セミナーの開催、地域包括ケアシステムの普及・啓発のための講演などを行っています。

【地域包括ケアシステムの構築支援の流れ】



「近畿管内地域包括ケア初任者合同セミナー」



近畿管内の自治体を対象に、初任者向けセミナーを開催

担当:健康福祉課

■ 地方自治体などに対する各種補助金の交付

国民の皆様が安心して暮らすためには、生活環境や社会福祉基盤が整備されている必要があります。

近畿厚生局では、結核にかかって病院を受診する方に対する医療費や原子爆弾被爆の方に対する健康管理手当などの費用の一部を各自治体に交付しています。

また、国民の生活をサポートする施設である医療機関や社会福祉施設(老人保健施設やグループホームなど)の建設のために必要な経費の一部を交付しています。

(参考) 補助金の種類

- ●結核医療費国庫負担(補助)金
- ●原爆被爆者健康診断費,手当,葬祭料の 各交付金
- ●保健衛生施設等施設・設備整備費国庫 補助金
- ●児童入所施設措置費等国庫負担金
- ●特別児童扶養手当事務取扱交付金
- ●特別障害者手当等給付費国庫負担金
- ●児童扶養手当給付費国庫負担金

- ●婦人保護費国庫負担(補助)金
- ●保育所等整備交付金
- ●社会福祉施設等施設整備費国庫補助金
- ●次世代育成支援対策施設整備交付金
- ●地域介護・福祉空間整備等施設整備 交付金
- 災害復旧費国庫補助金



担当:健康福祉課

■ 栄養士や社会福祉士などの各種養成施設の指定・監督

養成施設とは、大学、短期大学、高等学校、専門学校などのうち、必要な知識や技能を習得することにより、国家試験の受験資格などを得ることができる施設のことです。

例えば、あん摩マッサージ指圧師については、厚生労働大臣が指定した養成施設において、必要な知識や技能を3年以上習得することにより、国家試験の受験資格を得ることができます。

近畿厚生局では、養成施設の指定、指定後の調査や指導などを行っています。



養成施設実地調査における図書の確認



養成施設実地調査における器具の確認

担当:食品衛生課

■ 輸出畜産食品や水産食品に係る製造施設の認定・現地査察

食品を輸出するには、それぞれの輸出先の国が定める食品衛生の基準を守らなければなりません。

畜産食品や水産食品については、これらの基準を満たした上で輸出が可能となるよう、日本国政府と輸出先国政府との協議により認定された製造施設において製造することや、輸出の都度、公的機関が発行した衛生証明書を貨物に添付するといった制度を定めています。

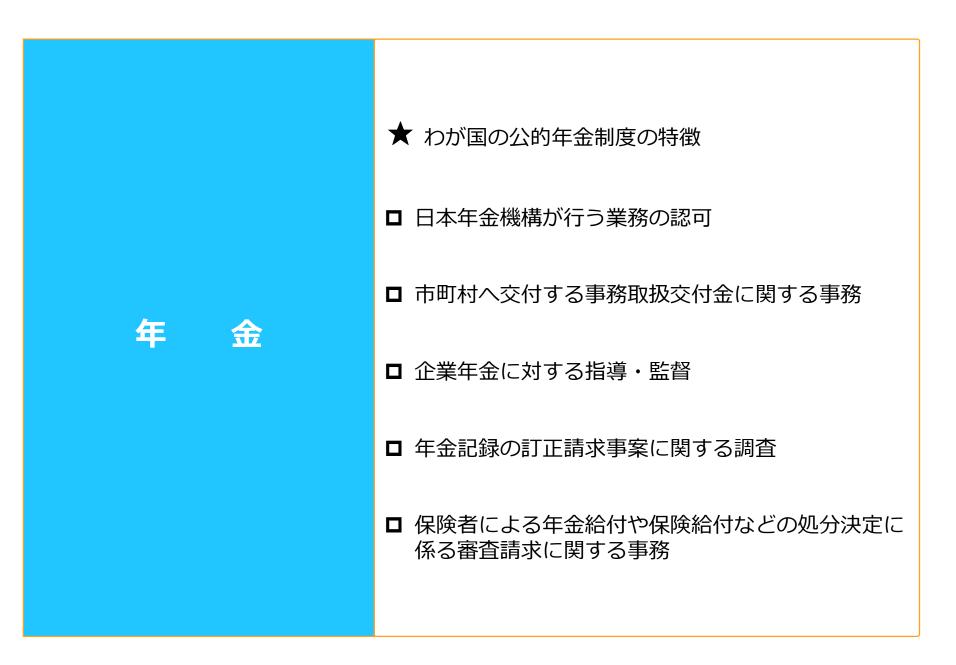
近畿厚生局では、これらの制度に基づき、製造施設を認定するとともに、定期的に現地査察を行っており、また貨物に対する衛生証明書の発行を 行っています。







認定施設への立入調査

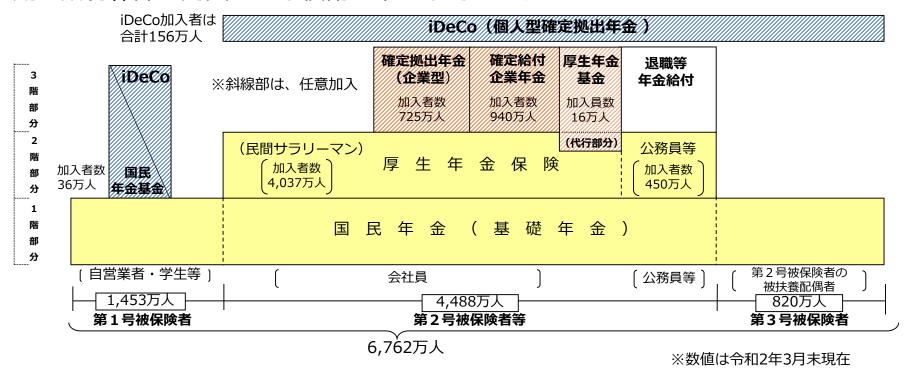




★ わが国の公的年金制度の特徴

わが国の公的年金制度は「国民皆年金」という特徴をもっており、「①20歳 以上の全ての人が共通して加入する国民年金(基礎年金)」、「②会社員や公務 員が加入する厚生年金」による、いわゆる「2階建て」と呼ばれる構造になって います。

また、「③公的年金とは別に掛金を納めて公的年金に上乗せして給付を行う企 業年金」などは、いわば「3階部分」として、国民の自主的な努力によって高齢 期の所得保障を充実させる役割を果たしています。



担当:年金指導課

■ 日本年金機構が行う業務の認可

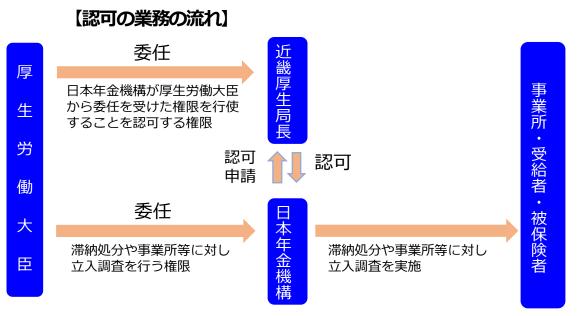
日本年金機構に権限が委任されている滞納処分や事業所などに対する立入調査を行う場合は、事前に厚生労働大臣の認可を受ける必要があります。この認可に関する厚生労働大臣の権限は、地方厚生局長に委任されているため、近畿厚生局では、日本年金機構から提出される滞納処分や立入調査の申請内容を審査し、認可書の交付を行っています。



滞納処分とは

保険料を期日までに納付しない事業主に対し行う法的な手続き。

公的年金制度では、厚生年金保険法などの 規定に基づいて、保険料を期限までに納付 しない場合には、まず、督促状を出したう えで、その指定期限内に納付しなければ、 滞納者の財産を差し押さえて売却、保険料 に充当するなどの強制処分を行うことがで きる。



担当:年金調整課

■ 市町村へ交付する事務取扱交付金に関する事務

市町村は住民の窓口として国民年金や年金生活者支援給付金に関する事務を行っています。

その事務に必要な費用については、「国民年金等事務取扱交付金」や「年金生活 者支援給付金支給業務市町村事務取扱交付金」として国から市町村へ交付していま す。

近畿厚生局では、市町村から提出される交付金に関する申請書の審査や市町村の 担当者向けの説明会などを行っています。

国民年金の被保険者・受給者 申請 適用 法定受託事務 徴収 協力連携事務 <法定受託事務> ○資格取得 ○資格喪失 ○種別変更 市町村 日本年金機構 などの届出の受理 (管内2府5県) (年金事務所) (215市町村) <協力・連携事務> ○納付勧奨 〇口座振込等の促進 法定受託事務 〇広報、年金相談 協力連携事務 など 実施件数を申請 事務説明会等 厚牛労働省・近畿厚牛局



管内市町村の担当者に対し 国民年金事務説明会を開催

担当:企業年金課

■ 企業年金に対する指導・監督

公的年金に上乗せして給付を保障する制度として、企業などが年金資金を管理・運用して給付する企業年金や、自営業の方などの国民年金第1号被保険者が任意に加入する国民年金基金などがあり、高齢期の生活をより豊かに送るための制度として重要な役割を果たしています。

近畿厚生局では、企業年金(確定給付企業年金・確定拠出年金(企業型)) に対する事業運営に関する指導・監督などを行っています。



確定給付企業年金とは

事業主が従業員と給付の内容をあらかじめ約束し、高齢期において従業員がその内容に基づいた給付を受けることができる制度。

確定拠出年金(企業型)とは

事業主や従業員が拠出した掛金を、従業員が自ら の責任において運用を行い、高齢期において従業 員がその結果に基づいた給付を受けることができ る制度。



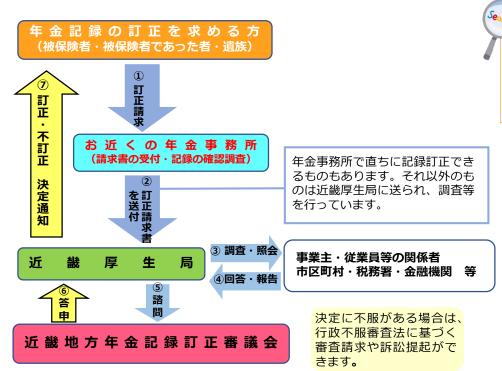
企業年金連合会近畿地方協議会役職員研修会の様子

■ 年金記録の訂正請求事案に関する調査

厚生年金保険や国民年金に加入していた期間や保険料の納付状況など年金記録が事実と異なると、将来受け取る年金額が少なくなってしまうことがあります。

年金記録が事実と異なると思われる方は、年金記録の訂正請求をすることができます。 (請求窓口は年金事務所)

近畿厚生局では、訂正請求に基づき、関係する法人や行政機関などに対する調査や資料収集を行い、訂正や不訂正の決定を行っています。なお、決定にあたっては、近畿地方年金記録訂正審議会の意見を聴くこととしています。



地方年金 記録訂正 審議会とは

公平公正な判断が行われるよう、中立的 な立場で審議し、意見を述べるために設 置された、弁護士、社会保険労務士、税 理士などの有識者による会議。

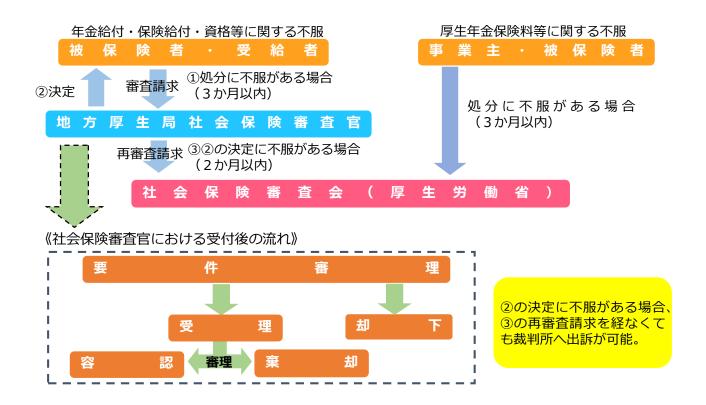
【訂正請求の対象となる例】

- ・A社で働いた期間、厚生年金保険の記録がない。
- ・B社で働いた期間、厚生年金保険に加入した日が就職日より 後になっている。
- ・C社で働いた期間、厚生年金保険の資格を喪失した日が退職 日より前になっている。
- ・D社で働いた期間、標準報酬月額が相違している。
- ・E社から支払われた賞与のうち、〇年〇月〇日支払い分の記録がない。
- ・○年○月から△年△月までの期間、国民年金保険料を納付したはずなのに「未納」となっている。

■ 保険者による年金給付や保険給付などの処分決定に係る審査請求に関する事務

保険者(厚生労働大臣、日本年金機構、全国健康保険協会など)が行った年金給付や保険給付などの処分決定に不服がある場合に、裁判制度の前置制度として簡易な手続きにより不服申立て(審査請求)ができるという社会保険審査制度が設けられています。

近畿厚生局では、厚生年金、国民年金、健康保険などの加入資格や年金給付や保険給付の処分決定に関する不服申立てへの対応をしています。



■ 薬物犯罪の捜査·取締り □ 病院などの薬物取扱者に対する立入検査 麻薬取締 □ 薬物乱用防止のための啓発活動 □ 再乱用防止対策

担当:麻薬取締部

■ 薬物犯罪の取締りなど

1 薬物犯罪の捜査・取締り

薬物乱用を防止するためには、薬物の供給源となる薬物密売組織を壊滅するとともに、薬物の需要の根絶を図る必要があるため、刑事訴訟法に基づく特別司法警察職員として、薬物犯罪の取締りを昼夜問わず行っています。

2 病院などの薬物取扱者に対する立入検査

医薬品である麻薬や向精神薬の流通経路を監視するため、定期的に病院、薬局、製薬会社 などに対して立入検査を行っています。

また、正規流通経路からの横流しや不正使用を防止するため、指導・監督を行っています。

3 薬物乱用防止のための啓発活動

規制薬物に関する正しい知識の普及に努めるため、学校や関係機関などで講演を行っています。

4 再乱用防止対策

薬物乱用者本人やその家族、友人などからの相談を受け、薬物乱用者の社会復帰に向けた支援を行っています。



海遊館前イベント広場において、大阪税関、大阪府薬 務課と共に、密輸撲滅・薬物乱用防止合同キャンペー ンを開催

ひと、くらし、みらいのために 厚生労働省 近畿厚生局



ひと、くらし、みらいのために 厚生労働省 近畿厚生局



ひと、くらし、みらいのために 厚生労働省 近畿厚生局



ひと、くらし、みらいのために厚生労働省
近畿厚生局



ひと、くらし、みらいのために 厚生労働省 **近畿厚生局** Kinki Regional Bureau of Health and Welfare



でと、くらし、みらいのために 厚生労働省 近畿厚生局



ひと、くらし、みらいのために 厚生労働省 近畿厚生局



でと、くらし、みらいのために 厚生労働省 近畿厚生局



ひと、くらし、みらいのために 厚生労働省 近畿厚生局 Kimik Regional Bureau of Health and Welfare



でき、くらし、みらいのために 厚生労働省 近畿厚生局



ひと、くらし、みらいのために 厚生労働省 近畿厚生局

でと、 厚生党 近畿 Kinki Region

最後まで、閲覧いただき ありがとうございました!

